

各地方運輸局鉄道部長 あて

鉄道局
施設課長

踏切警報機の「こしょう」表示の廃止について

平成18年3月19日、JR東海・東海道線・惣作踏切において、通行者が遮断桿の下りている踏切内に入り、列車と接触する事故が発生した。

当該踏切は、一定時間連続して踏切が遮断される場合において、踏切警報機に「こしょう」（故障）表示が出るしくみとなっており、事故当時、列車運行が乱れ連続して踏切が遮断され、「こしょう」表示が出ていたところである。

昨年のJR東日本・京浜東北線の学校踏切事故、及び今回の事故を踏まえ、3月20日付けで、注意看板等の設置を指示したところであるが、今般、踏切警報機の「こしょう」表示そのものを廃止し、通行者等に対する安全対策に万全を期すこととしたので、管下鉄・軌道事業者に対して、下記のとおり指導することとされたい。

なお、平成18年3月20日付け国鉄施第106号「JR東海・東海道線・惣作踏切事故に伴う注意看板等の設置について」は廃止する。

記

1. 対象踏切

踏切遮断機が遮断状態となった場合、又は踏切警報機が鳴動した場合において、「こしょう」表示が出る踏切

2. 措置内容

- 1) 対象踏切については、「こしょう」を表示しないように改良を行うものとする
- 2) 「こしょう」を表示しないように改良するまで以下の緊急措置を行うものとする
 - a. 「こしょう」表示時に赤色せん光灯が点滅する踏切にあっては、「こしょう」表示箇所のマスキングを行うこと
 - b. 「こしょう」表示時に赤色せん光灯が点滅しない踏切にあっては、「こしょう」表示が出ていても踏切を渡らないよう注意を喚起する看板等を設置すること（第1種踏切で自動車が通行しない踏切については、「こしょう」表示箇所のマスキングを行うこと）

3. その他

- 1) 「こしょう」表示の改良の実施について、毎年度末時点での進捗状況を報告すること
- 2) 緊急措置の実施期限は平成18年5月末までとする